戦後補償に関する憲法的考察

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学法律研究所
	公開日: 2012-06-20
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 石川, 多加子
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/12950

法律論叢　第七九巻　第二・三合併号（二〇〇七・三）

【論　説】

戦後補償に関する憲法的考察

石　川　多　加　子

目　次

一　はじめに
二　判例の整理
Ⅰ　原告と被害態様
Ⅱ　請求内容
三　戦後補償と日本国憲法
Ⅰ　国家賠償と損失補償
Ⅱ　平和主義と戦後補償
四　おわりに

一　はじめに

いわゆる戦後補償に関する最初の訴訟は、カナダに在留していた日本人が、平和条約によって失った在外資産に関し、日本国を相手取ってその補償を請求したものである（後掲9事件　東京地判一九六三年二月二五日）。その後平成に入ると、強制連行・労働被害者或いは従軍慰安婦を原告とする事件が、各地の裁判所に相次いで提起されるようになり（12事件　富山地判一九九六年七月二四日、22事件　山口地下関支判一九九八年四月二七日等）、世論も強い関心を寄せた。

ポツダム宣言受諾より六〇余年を経た今日、戦後処理・戦後補償に関する問題は、なお広がりを見せている。二〇〇六年三月、東京大空襲犠牲者遺族会は、日本国を相手取り、損害賠償と公式謝罪を求める訴えを提起する意向を公表したのは、その一例である。(1) また、二〇〇二年以降、中国残留孤児訴訟も、各地の裁判所に相次いで提起されている。

そもそも「戦後補償」を論じるに当たっては、どこまでを戦争に〝よって〟生じた被害及び損害と捉え、それに対する賠償を必要と判断するのかという問題が、前提としてある。このことは、後述するように、たとえ戦争を契機とする損害であっても、一般的に誰でも当然受忍すべき限度を超えず、特別の犠牲とは言えない場合には補償は不要であるとする議論とも関連する。(2) しかしながら、先の大戦を巡り、日本国が、その国策を遂行する過程において生ぜしめたあらゆる被害・損害については、あらゆる被害・損害に対し、補償賠償をしていかなければならないものと考えるのが正当である。

従って本稿では、上述の立場から、判例を整理し、憲法上の論点につき検討していきたいと思う。

註
（1）朝日新聞二〇〇五年三月五日。
（2）例えば、最大判一九六三年一一月二七日。

二　判例の整理

既に述べたように、一体どの範囲までを戦後処理若しくは戦後補償の問題として扱うかは、立場によって異なり、広狭の差が生じる。従って、事件数についても、研究者・著者が全て同じ数え方をする訳ではないが、[1]いずれかの裁判所が判断を下した訴訟数は八〇に上ろうと思う。既に様々な類型化が試みられており、例えば松本克美教授が、「日本による植民地化により日本国籍を有し、そのために戦争に軍人として或いは軍属として駆り出され、或いは原爆の被害にあったのに、サンフランシスコ平和条約発効後、日本政府の一方的な宣言により日本国籍を失い、そのために日本人であったならば得られた軍人恩給や被爆者援護が受けられなくなったことが問題とされている」平等実現型訴訟と、被害回復型訴訟とに分けておられるのは、興味深い。[2]ここでは、主たる五〇余件に付き、原告の国籍及び被害態様と、請求内容という二つの視点から、分類をしておく。

Ⅰ　原告と被害態様

(1)　日本人を原告とするもの

①　軍人・軍属に関するもの

1．シベリヤ抑留者補償請求事件（―1東京地判一九九〇年四月一八日　―2東京高判一九九三年三月五日　―3最判一九九七年三月一三日）

2．元国民義勇隊員障害年金却下裁定処分取消等請求事件（―1広島地判二〇〇五年九月二九日）

②　中国残留邦人に関するもの

3．中国残留孤児国家賠償請求大阪訴訟（―1大阪地判二〇〇五年七月六日）

4．中国残留婦人国家賠償請求訴訟（―1東京地判二〇〇六年二月一五日）

5．中国残留孤児国家賠償請求神戸訴訟（―1神戸地判二〇〇六年一二月一日）

③　原爆被害に関するもの

6．在ブラジル被爆者健康管理手当等請求広島第二陣訴訟（―1広島地判二〇〇四年一〇月一四日　―2広島高判二〇〇六年二月八日）

7．在米被爆者健康管理手当等支給申請却下取消請求事件（―1広島地判二〇〇五年五月一〇日）

8．原爆症認定申請却下処分取消請求大阪訴訟（―1大阪地判二〇〇六年五月一二日）

9．原爆症認定申請却下処分取消請求広島訴訟（―1広島地判二〇〇六年八月四日）

④　その他

10・在外資産喪失補償請求事件（―1前掲東京地判一九六三年二月二五日　―2東京高判一九六五年一月三〇日）

日本人が原告となっているものの中ではやはり、中国残留孤児訴訟の規模が大きい。二〇〇六年一二月現在で、永住帰国者の約九割に上る二千二百人余りが、東京・鹿児島・名古屋・京都・広島・徳島・高知・札幌・大阪・岡山・神戸・長野・福岡・仙台・山形の計一五地裁に提訴している。後述するが、前掲5事件に於いて神戸地裁は、自立支援義務の懈怠等を認めて、国に総額約四億六千八百万円の賠償を命じる画期的な判決を下した。その後、厚生労働省が控訴している。(3)

また、シベリヤ抑留者や被爆者による訴訟もなお展開を見せている。第二次世界大戦後、旧ソ連各地やモンゴルに連行され、二―一一年もの間、鉄道建設等の強制労働に従事した旧日本兵及び民間人は、五八万人に上り、内五万五千人以上が、在留中に死亡したとされる。二〇〇五年四月には、ロシア国立軍事公文書館が、傷病者約二万七千人の名簿を日本側に提供したという報道がなされている。(4)他方、二〇〇六年一二月、第一六五会臨時国会において、参議院議員提出法案である「戦後強制抑留者に対する特別一時金の支給に関する法律」が可決された事実を看過してはならない。抑留者の「労苦を慰籍する」ことを目的とする特別給付金の内容につき与党は、「平和記念特別事業基金」（一九八八年設立）の資本金約四〇〇億円の半額を取り崩して、およそ一〇万人の生存抑留者等に一〇万円相当の旅行券等を配付し、残金を国庫に返納する予定とする旨の考えを示している。(5)

シベリヤ抑留については既に、1事件において最高裁判所が、「戦争中から戦後にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあっては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命、身体、財産の犠牲を堪え忍ぶことを余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも戦争犠牲ないし戦争損害として、国民の等しく受認しなければならなかっ

たところであり、これらの戦争損害に対する補償は憲法の・・・予想しないところ」という不当な説明をして、請求を斥けている。(6)

被爆者援護を巡っては、原告九人全員を原爆症と認定した8事件の大阪地方裁判所や（国は控訴）、海外からの手当支給申請を認めた7事件の広島地方裁判所のように、救済対象を拡大する趣旨の判決が目立ってきており、この傾向は、後述する外国人被爆者訴訟に於いても同様である。なお、日本弁護士会連合会は、二〇〇五年七月、「在外被爆者問題に関する意見書」を作成して、日本政府に対し、実態調査の実施と、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正等を要求している。

(2)　旧被植民地支配国民を原告とするもの

①　韓国人及び朝鮮人を原告とするもの

イ）　強制連行・労働被害に関するもの

10．浮島丸事件（─1京都地判二〇〇一年八月二三日　─2大阪高判二〇〇三年五月三〇日　─3最判二〇〇四年一一月三〇日）

11．日鉄釜石元徴用工供託金還付請求却下取消請求事件（─1東京地判二〇〇四年七月一四日　─2東京高判二〇〇五年一二月一四日）

12．不二越女子勤労挺身隊員未払賃金等請求事件（─1富山地判一九九六年七月二四日　─2名古屋高金沢支判一九九八年一二月二一日　─3最判二〇〇〇年七月一一日）

13．韓国人女子勤労挺身隊員公式謝罪等請求事件（─1静岡地判二〇〇〇年一月二七日　─2東京高判二〇〇二年一

月一五日　―3最判二〇〇三年三月二七日）

14・三菱名古屋女子勤労挺身隊員損害賠償等請求事件（―1名古屋地判二〇〇六年二月二四日）

ロ）元軍人・軍属に関するもの

15・在日韓国人元軍属援護法障害年金請求却下処分取消請求東京訴訟（―1東京地判一九九四年七月一五日　―2東京高判一九九八年九月二九日　―3最判平成一三年四月五日）

16・在日韓国人元軍属援護法障害年金請求却下処分取消及び損害賠償等請求滋賀訴訟（―1大津地判一九九七年一一月一七日　―2大阪高判一九九九年一〇月一五日　―3最判二〇〇一年四月一三日）

17・在日韓国人元軍人恩給請求棄却処分取消請求事件（―1東京地判一九九八年七月三一日　―2東京高判一九九九年一二月二七日　―3最判二〇〇一年一一月一六日）

18・韓国・朝鮮人BC級戦犯国家補償等請求事件（―1東京地判一九九六年九月九日　―2東京高判一九九八年七月一三日　―3最判一九九九年一一月二二日）

19・韓国人BC級戦犯公式謝罪等請求事件（―1一九九九年三月二四日　―2東京高判二〇〇〇年五月二五日　―3最判二〇〇一年一一月二二日）

20・韓国人元軍人・軍属遺族靖国神社合祀絶止及び遺骨返還等請求事件（―1東京地判二〇〇六年五月二五日）

ハ）性的暴力被害に関するもの

21・韓国併合・元従軍慰安婦損害賠償等請求事件（―1東京地判一九九六年三月二五日　―2東京高判一九九九年八月三〇日　―3最判二〇〇三年三月二七日）

22・関釜従軍慰安婦・女子勤労挺身隊員公式謝罪等請求事件（―1山口地下関支判一九九八年四月二七日　―2広島

高判二〇〇一年三月二九日　―3最判二〇〇四年三月二五日）
23・在日韓国人従軍慰安婦謝罪等請求事件（―1東京地判一九九九年一〇月一日　―2東京高判二〇〇〇年一一月三〇日　―3最判二〇〇三年三月二八日）
24・アジア太平洋戦争韓国人補償請求事件（―1東京地判二〇〇一年三月二六日　―2東京高判二〇〇三年七月二二日　―3最判二〇〇四年一一月二九日）

ニ）原爆被害に関するもの

25・不法入国被爆者健康手帳交付申請却下処分取消請求事件（―1福岡地判一九七四年三月三〇日　―2福岡高判一九七五年七月一七日　―3最判一九七八年三月三〇日）
26・元軍人在韓被爆者地位確認等請求事件（―1大阪地判二〇〇一年六月一日　―2大阪高判二〇〇二年一二月五日）
27・長崎三菱元徴用工在韓被爆者健康管理手当支給停止処分取消請求事件（―1長崎地判二〇〇一年一二月二六日　―2福岡高判二〇〇三年二月七日　―3最判二〇〇六年六月一三日）
28・在韓被爆者健康管理手当認定及び葬祭料申請却下取消請求長崎訴訟（―1長崎地判二〇〇四年三月八日　―2福岡高判二〇〇五年九月二六日）
29・広島三菱元徴用工在韓被爆者損害賠償等請求事件（―1広島地判一九九九年三月二五日　―2広島高判二〇〇五年一月一九日）
30・広島三菱元徴用工在韓被爆者健康管理手当認定及び申請却下取消請求事件（―1広島地判二〇〇六年九月二六日）

ホ）その他

31・韓国ハンセン病補償金不支給決定取消請求事件（―1東京地判二〇〇五年一〇月二五日）

32・非嫡出子日本国籍確認請求事件（—1大阪地判一九九九年二月二四日 —2大阪高判二〇〇〇年一月二八日 —3最判二〇〇四年七月八日）

② 中国人を原告とするもの

イ）強制連行・労働被害に関するもの

33・強制連行・労働被害者劉連仁損害賠償請求事件（—1東京地判二〇〇一年七月一二日 —2東京高判二〇〇五年六月二三日）

34・西松建設中国人強制連行・労働被害者損害賠償請求事件（—1広島地判二〇〇二年七月九日 —2広島高判二〇〇四年七月九日）

35・三井三池・田川中国人強制連行・労働被害者損害賠償等請求福岡第一陣訴訟（—1福岡地判二〇〇二年四月二六日 —2福岡高判二〇〇四年五月二四日）

36・大江山ニッケル鉱山強制連行・労働被害者損害賠償等請求事件（—1京都地判二〇〇三年一月一五日 —2大阪高判二〇〇六年九月二七日）

37・三池・三菱飯塚中国人強制連行・労働被害者損害賠償等請求福岡第二陣訴訟（—1福岡地判二〇〇六年三月二九日）

ロ）性的暴力被害に関するもの

38・中国人従軍慰安婦損害賠償等請求第一次訴訟（—1東京地判二〇〇一年五月三〇日 —2東京高判二〇〇四年一二月一五日）

39・中国人従軍慰安婦第二次損害賠償等請求事件（—1東京地判二〇〇二年三月二九日 —2東京高判二〇〇五年三月一八日）

40・山西省性暴力被害者損害賠償等請求第二次訴訟（—1東京地判二〇〇三年四月二四日　—2東京高判二〇〇五年三月三一日）

ハ）その他

41・731部隊細菌戦損害賠償請求訴訟（—1東京地判二〇〇二年八月二七日　—2東京高判二〇〇五年七月一九日）

42・731部隊・南京虐殺被害者損害賠償請求事件（—1東京地判一九九九年九月二二日　—2東京高判二〇〇五年四月一九日）

43・旧日本軍毒ガス被害損害賠償請求第二次訴訟（—1東京地判二〇〇三年五月一五日）

44・旧日本軍毒ガス被害損害賠償請求第一次訴訟（—1東京地判二〇〇三年九月二九日）

③　台湾その他の国民を原告とするもの

45・台湾従軍慰安婦損害賠償等請求事件（—1東京地判二〇〇二年一〇月一五日　—2東京高判二〇〇四年二月九日　—3最判二〇〇五年二月二五日）

46・台湾ハンセン病補償金不支給決定取消請求事件（—1東京地判二〇〇五年一〇月二五日）

47・香港軍票補償請求事件（—1東京地判一九九九年六月一七日　—2東京高判二〇〇一年二月八日　—3最判二〇〇一年一〇月一六日）

48・フイリピン性奴隷損害賠償請求事件（—1東京地判一九九八年一〇月九日　—2東京高判二〇〇〇年一二月六日　—3最判二〇〇三年一二月二五日）

旧被植民地支配国民が提起している訴えの中では、強制連行・労働及び性的暴力被害に関するものが多数を占める。彼らのような「旧帝国臣民」に対する戦後補償は、終戦を境として、「外国人の人権」問題として議論される点に特色

がある。(7) その意味に於いて、多くが、「平等実現型訴訟」に属するのである。例えば、旧日本軍属在日韓国人が、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金の請求却下処分の取消しを求めた15事件において、最高裁判所は、援護法附則のいわゆる国籍条項を存置していたことに付き、「立法府の裁量の範囲を著しく逸脱したものということはできない」として、憲法一四条一項違反の主張を斥けた。(8)

一方、在外被爆者に関しては、26事件で大阪高等裁判所が、国に対し、韓国在住旧日本軍人への健康管理手当の給付を命ずる画期的な判決を下している。その他にも、28・29事件のように、少なくとも下級審段階では、援護法の適用を国外にも広める傾向にある。それは、先に述べたように、在外日本人被爆者訴訟に於いても同様である。

更に、ハンセン病強制隔離者への補償は、比較的新しい問題である。「らい予防法」の廃止（一九九六年）を受け、二〇〇一年にハンセン病補償法が成立した。同法に基づき、日本人被害者の救済が進む中、韓国・台湾各療養所入所者による日本人と同等の補償請求に対し、31・46事件に於いて東京地方裁判所は、前者に付いては棄却し、後者には認めるという矛盾した判断を下しており、疑問が残る。

尚、32事件は、終戦によって日本国籍を失った韓国人非嫡出子が、日本国籍の確認を求めて争った事案である。直接的な戦争損害ではないし、現在ところ珍しい請求内容である。今後は民法及び国籍法等と関連した検討と精査を行わなければならない領域と言えよう。

(2)　旧連合国国民を原告とするもの

49・イギリス等元捕虜・民間抑留者損害賠償請求事件（―1東京地判一九九八年一一月二六日　―2東京高判二〇〇二年三月二七日　―3最判二〇〇四年三月三〇日）

50・オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求事件（―1東京地判一九九八年一一月三〇日 ―2東京高判二〇〇一年一〇月一一日 ―3最判二〇〇四年三月三〇日）

連合国国民が原告となっている訴訟は、今のところ少数である。これは、アメリカにおいて、二〇〇〇年以降、第二次世界大戦中の強制労働被害者が日本企業に対して損害賠償を求める訴えを相次いで提起していることと無関係では無かろう。(9)

49・50両事件に於いていずれも、最高裁判所は、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」三条に基づく国家賠償請求を棄却した。なお、サンフランシスコ平和条約一四条(b)の請求権放棄条項につき、東京高等裁判所は、「連合国及びその国民との相互の請求権の問題は終局的に一切が解決されたものと認められる。すなわち、連合国民の個人としての請求権も、連合国によって、『放棄』され、これによって、連合国国民の実体的請求権も消滅したと解するのが相当である」としており、(10)個人の請求権について、日韓及び日中等に於けるのと同様な解釈をしている。

Ⅱ　請求内容

原告の多くが、攻撃や暴力によって被ったいわば直接的戦争被害若しくは、強制抑留や、従軍慰安婦を初めとした戦争遂行の過程で生じたあらゆる精神的・肉体的・財産的損害に付き、国家賠償を求めるのは無論であるが、(11)損失補償を請求している事案も少なくない。また、立法及び行政の不作為を主張する事例も多数に上っている。それぞれ、代表的な幾つかの事例を検討してみることとする。

(1) 直接的戦争被害又は戦争遂行の過程で被った身体的・財産的損害への国家賠償請求

まず、13事件の中で、元女子勤労挺身隊員韓国人は、東京麻糸紡績株式会社沼津工場で従事させられた過酷な肉体労働等で受けた損害に付き、「憲法制定前になされた公務員の違法行為によって生じた」として、国家賠償法一条一項類推適用に基づく損害賠償を主張している。(12)

また、44事件は、日中戦争時に旧日本軍が黒竜江省に毒ガス兵器や砲弾を持ち込み、終戦後も日本国が放置していた為に、死亡及び負傷事故が起こり、被害者本人及び死亡者の遺族が、13事件同様、損害賠償を請求したものである。東京地方裁判所が、旧日本軍による毒ガス等の遺棄・隠匿と、調査及び回収作業を怠った日本国の不作為を違法と判断し、併せて除斥期間（民法七二四条後段）の適用を排除する旨の判決を下したのは、意義深い。(13)

更に、いわゆる「軍票」の無効・無価値化を巡る47事件において、香港在住の原告は、敗戦時の精算放置に関し、日本国に賠償義務があることを主張したが、最高裁判所はこれを認めなかった。(14)

(2) 損失補償請求

初期に提訴された10事件は、戦時中カナダに在住していた日本人が、サンフランシスコ平和条約一四条(a)項2（I）の規定によって喪失した在外資産に付き、憲法二九条三項に基づく補償を請求した。損失補償請求の是非を争った典型的な事例であり、最高裁判所は、「このような戦争損害は、他の種々の戦争損害と同様、多かれ少なかれ、国民の等しく堪え忍ばなければならないやむを得ない犠牲なのであって、その補償のごときは憲法二九条三項の全く予想しないところで、同条項の適用の余地のない問題といわなければならない」と判示し、(15) この理論は、後の裁判に於いてもしばしば用いられるところとなっている。

他方、24事件では、日本軍軍人軍属及び従軍慰安婦であった韓国人が、第二次大戦中に日本国の行為により、生命・身体・自由を著しく侵害されたことで被った損失を求めた。これに対して最高裁判所は、軍人軍属に付いては「補償は、憲法の全く予想しないところ」とし、従軍慰安婦に付いては「損失は、憲法の施行前の行為によって生じたものであるから、憲法二九条三項が適用されないことは明らか」と述べ、原告の主張を一蹴した。(16)

なお、韓国人が提起している訴訟では、同事件を初めとして、いわゆる日韓請求権協定及び措置法の効力を争っている場合が少なくない。この点については、次章で詳述する。

(3) 立法の不作為に係る違法確認・国家賠償請求

韓国・朝鮮人BC級戦犯者が、条理に基づく補償及び損害賠償を求めた19事件に於いては、併せて補償立法の不作為確認が請求されている。二審の東京高等裁判所は、「何らの立法措置が講じられていないことが立法府の裁量の範囲を逸脱しているとまではいえない」とし、(17)上告審もこの判断を指示している。

また、48事件で、フィリピン人被害者は、「性奴隷として被った被害の重大性と救済の高度の必要性からして、本件は憲法秩序の根幹に関わる重大な人権侵害の救済に関わる事柄であり、憲法はその救済のための立法をなすべき義務を国会議員に課している」と主張して、(18)立法の不作為に関する国家賠償を請求したが、認められなかった。

なお、20事件は、信教の自由とも関連する珍しい事例である。旧日本軍人・軍属戦没者の韓国人遺族は、靖国神社への合祀を巡り、その廃止（戦没者通知の撤回）と共に、「民族的人格権、宗教的人格権、思想良心の自由」を侵害されたことによる精神的損害に対する賠償を日本国に求めている。(19)一審の東京地方裁判所は、合祀は国が靖国神社と一体となって行ったものとはいえないとして、請求を棄却した。

(4)　行政の不作為に係る国家賠償請求

女子勤労挺身隊員であった韓国人は、14事件の中で、日本国が「大規模な慰安婦の連行行為を行うと共に、これに遅れて小規模に勤労挺身隊員の連行行為を行った」複合的先行行為により、慰安婦と同一視されて精神的損害を被ったとして、「調査、公表、謝罪すべき、謝罪すべき条理上の作為義務」に違反したとして、国家賠償責任を追及している。(20)

一方、中国残留邦人訴訟が、各地の裁判所に提起されていることは先に述べたが、その多くで、原告は行政の不作為を主張している。例えば4事件では、「早期帰国義務」及び「自立支援義務」違反に付き、国家賠償を求めた。しかしながら東京地方裁判所は、「国策による外地の危険地帯への移民の送出と危機発生時の有効な国民保護策の立案実行の懈怠という先行行為があ」るとしながら、当該行政府の不作為はいずれも、「国家賠償法上違法と評価するには、今一歩足りない」と判示した。(21)

もっとも同裁判所は、5事件において、北朝鮮拉致被害者と比較した上で、国の「自立支援義務」違反を認める旨の判断をしていることは、既に見た通りである。

註

(1)　例えば、水島朝穂「未来創造としての『戦後補償』」(現代人文社、二〇〇三年)九四―一〇〇頁、松本克美「日本の戦後補償の現状と課題」立命館国際研究一七号(二〇〇一年一月)一〇二―一〇四頁。

(2)　松本「前掲書」八六―八七頁。

(3)　二〇〇六年一二月一二日日本経済新聞。

(4)　二〇〇五年四月二日・三月一二日日本経済新聞。

(5)　二〇〇六年一二月一五日朝日新聞。

(6)　1―3判決、判例時報一六〇七号一四頁。また、5事件訴訟に於いて被告は、「戦争という国家存亡にかかわる非常事態に当たっては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、犠牲を堪え忍ぶことを余儀なくされていたのであり、政府において、これら国民

の犠牲のすべてを防止することが法律上の義務であったとは到底解されない」という同趣旨の主張をしている。

(7) 全国憲法研究会二〇〇六年秋季研究総会に於ける内藤光博教授の報告。

(8) 判例時報一七五一号七二頁。

(9) 松本「前掲書」九五―九六頁、山手治之「第二次大戦時の強制労働に対する米国における対日企業訴訟について」京都学園法学33―34号（二〇〇一年）等を参照。

(10) 判例タイムズ一〇七二号一〇〇頁。

(11) 12・34事件のように、企業のみに損害賠償を請求した純然たる民事事件については、ここで検討しない。

(12) 判例タイムズ一〇六七号一七七頁。

(13) 判例タイムズ一一四〇号三一六―三一八頁。

(14) 訟務月報四七巻一号三九頁。

(15) 最高裁判所判例集二二巻一二号二八一三頁。

(16) 判例時報一八七九号六一頁。

(17) 判例時報二六四七号四〇頁。

(18) 判例タイムズ一〇六六号一九五頁。

(19) 判例時報一九三一号八二頁。

(20) 判例時報一八九四号五〇―五一頁。

(21) 裁判所ホームページ http://www.courts.go.jp

三　戦後補償と日本国憲法

I　国家賠償と損失補償

日本国憲法は、一七条で公務員の不法行為に基づく国又は地方公共団体の賠償責任を定め、国家賠償法においてそれを具体化している。他方二九条は、財産権を制限・収用する場合、正当な補償を必要とするとしており、損失補償の根拠となっている。一般に、前者は「違法な国家活動により生じた損害に対する填補である国家賠償」であり、後者は「適法な国家活動により生じた損失に対する填補」として説明されてきた。(1) 戦後補償に関する訴訟の多くにおいて原告側は、これら二つの請求を同時になしていることから、両者の関係をどう捉えるかが問題となる。

国家賠償についていうと、既に検討したように、国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求には、三つの類型を見出すことが出来る。一つは、22事件を初めとして多くの訴訟で主張されているが、戦争被害者に対する補償・賠償立法の不作為につき、賠償責任を問うものであり、これについては後述する。

もう一つは、戦争によって被った被害について直接、国家賠償法一条一項に基づく賠償を国に請求するものである。13事件において、静岡地方裁判所は、「国家賠償法の附則第六項よれば、『この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。』とされているから、同法が施行された昭和二二年一〇月二七日より前の行為に基づく損害については『なお従前の例による』ほかはないところ、本件において原告らが主張する公務員の不法行為あるいは被告による強制労働条約違反行為等は、いずれも右国家賠償法が制定される前である明治憲法下におけるものであっ

て、当時は権力的作用によって個人の損害が生じたとしても、一般的に国に賠償責任を認める法令上の根拠がなかったことから、その損害について国の賠償責任を認めることはできなかったのであり（いわゆる国家無答責の原則）、大審院もそのように判示してきたところである」としている。

「従前の例による」というのはすなわち、「法令を改正・廃止した場合に、改廃直前の法令を含めた法制度をそのままの状態で適用することを意味するものであって、従前に採用されてきた国家無答責の法理という法制度がそのまま適用されることにより、国または地方公共団体が責任を負わないことを明らかにしたもの」ということになる。(2)

さらに、行政の不作為を主張する類型がある。14事件において、名古屋地方裁判所は、加害（＝作為義務を負う）公務員または行政機関が特定しないこと、公務員または行政機関の作為義務が存在しないことを理由に、請求を退けている。

なお、48事件で原告は、国家賠償法附則六項を憲法に反する規定であると主張している。すなわち、「憲法の前文、九条、一三条、一四条、一七条、二九条、四〇条、九八条二項、九九条などの平和主義、国際社会の尊重、基本的人権の擁護、国の賠償責任、財産権の補償と正当な補償、刑事補償等の規定の趣旨及び目的に鑑みると、日本軍による蛮行の被害者に補償を行い、せめて事後的に重大な人権侵害の損害回復を図ることは憲法上の要請であるから、右被害者について国家賠償法の適用を排除する同法附則第六項はその限りにおいて憲法に反し無効である」。(3)

国家賠償制度は、日本国憲法によって創設されたものであり、明治憲法には規定が無く、一般的な法律も存在しなかった。行政裁判法一六条は、「行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理セス」として、国の不法行為に基づく損害賠償につき行政裁判所の管轄から排除することにより、行政裁判上権利救済される余地を排除し、「国家無答責の法理」を採ってきた。これに対し日本国憲法一七条は、公務員による違法な国家活動から発生する損害につき、国の賠償責任

を一般的に承認し、国家無答責の法理を否定したのである。

憲法一七条を具体化するのが国家賠償法であることは言うまでもない。同法は、一条で公務員の違法な国家活動に起因する損害の賠償責任としての「公権力行使責任」を、二条で公の営造物の設置・管理の瑕疵に起因する損害の賠償としての「営造物管理責任」を定めている。この内後者は、日本国憲法施行以前既に、民法を適用して救済可能としていた領域であって（徳島市立小学校遊動円棒事件　大判大正五年六月一日）、従来の実務及び学説を確認した規定である。他方、「公権力行使責任」の分野は、新たに「国家無答責の法理」を否認したもので、より重要な意義を有する。

ところで、憲法一七条には「法律の定めるところにより」という文言を含むことから、その法的性格について議論がある。つまり、通説は、法律による具体化を待って初めて損害賠償請求権が発生するとして（東京高判一九五四年九月三〇日）、プログラム規定と解する。一方、本条の権利性に着眼する立場は、具体化法制定の懈怠、いわゆる立法の不作為や、本条の趣旨を没却するような国の賠償責任の否認は違憲となると解すべきだとし、抽象的権利を定めたとする見解がある。本来両説の対立は、日本国憲法の施行と国家賠償法の施行との間に時間的ずれがあり、その間に発生した損害に対する国の賠償責任の有無をめぐって生じたものであった。しかしながら今日でも、一七条を具体化する新たな立法が必要と思われる事態が生じたとき、本条の具体化立法の不存在が国民の権利救済にとって重大であるようなとき等、法的性格をめぐる争いはなお意味を持つことになろう。「国家無答責の法理」を否認している以上、立法政策的に形成されるべき領域は別として、およそ国家賠償制度の核心に関わる領域については、法律の定めが無くても、直接本条によって賠償請求権が発生すると解すべきである。(4)

すなわち、国家賠償法附則第六項によって、明治憲法下での戦争被害に対し救済を求めることが許されないのだとしたら、そのような規定の存することに対し立法の不作為を主張し得ることはもとより、正に「国家賠償制度の核心

に関わる領域」に当たるから、国家賠償法の規定によらずとも、憲法一七条を直接の根拠として国家賠償を求めることが出来ると解するのが相当である。

賠償責任を問う場合、公務員の故意・過失が要件になることから、具体的な立証が困難な場合も多い。従って、憲法二九条三項に基づき、損失補償を請求する例も多数ある。

日本国憲法第二九条は、一項で「財産権は、これを侵してはならない」、二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」と規定した上で、三項において「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」としている。

一項にいう「財産権」とは、「すべての財産的権利をいう。所有権そのほかの物権だけでなく、無体財産権も、債権も、営業権も、さらに、水利権・河川利用権のような公法的な権利も、財産権的性格を有するかぎりにおいて、これに含まれる」とされ(5)、或るいは、「物権、債権をはじめ、無体財産権その他特別法上の権利や営業にかかわる一定の利益まで、私法上、公法上の種々多様なものが含まれる」と解されている(6)。また、「侵してはならない」とは、「各人の有する財産権に対する公権力による制限は、原則として、許されないことを意味する」とともに、「私有財産が制度的にみとめられること(7)」、「私有財産制を制度として保障している」とされている(8)。従って、二項の規定は、日本国憲法下での財産権の在り方を示すものであるが、「法律による財産権の規制は、無制限に可能となるのではなく、……私有財産制の本質を損うものであってはならない」のである(9)。

また、三項にいう「私有財産」とは「各私人（自然人および法人）に属する財産権」をいい、「公共のため」とは「公益に仕える目的のため」の意であり、「用ひる」とは「強制的に財産権を制限または収用する」の意味である(10)。補償の要否を判断する基準としては、「公共の利益のために私有財産を剥奪・制限することが、私人にとって特別な犠牲

を強いることになっているかどうか」[11]、「特別な犠牲を課したもの」[12]かどうかによって判断される。そして、私人に特別な犠牲を課すものである場合には、憲法第二九条第三項によって直接補償請求をなし得るということも、既に最高裁判所が認めているところである（最大判一九六八年一一月二七日刑集二二巻一二号一四〇二頁）。

「正当な補償」の意義については、「完全な補償」が必要かそれとも「相当な補償」で足りるのかという議論があるが、最高裁は、旧自作農創設特別措置法に基づく農地買収の対価について、「相当補償」説の立場を採った（最大判一九五三年一二月二三日民集七巻一三号一五二三頁）。しかしその後、この「正当な補償」の範囲について、土地収用法事件上告審は、完全補償説に近い考え方を採用し、「特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、〔損失補償は〕その収用によって当該土地の所有者等が特別な犠牲の回復をはかることを目的とするものであるから、完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべき」であると判示した（最判一九七三年一〇月一八日民集二七巻九号一二一〇頁号一二一〇頁）。以降、完全補償説が通説的見解となっている。[13]

完全補償説とは、財産権者が被った財産上の損失の全てを補償しなければならないとする考え方であり、財産権の不可侵と平等原則を論拠とする。つまり、特定人の財産に特別の犠牲を課すからには、完全な補償を与えてその損失を補填しない限り不平等な不利益取扱いになり、又、財産権が公共の用に供される場合には、市場価格に合致した額の金銭を与えなければ、財産権保障の意味が失われることとなるからである。

以上のように、憲法二九条の規定は、財産権の不可侵原則を踏まえたうえで、「公共の福祉」による制約を明記して財産権については比較的幅広い制限に服することを明らかにし、また、公共目的のために私人の財産権を規制する余地を認めるとともに、私人の財産権に特別な犠牲を課すことで公共目的を遂げる場合には、その犠牲を埋め合わせる

に足りる金銭的補償がなされなければならないことを要求しているといえる。

ところで、韓国人元軍属が未払給与の支払等を求めた18事件を初め多くの訴訟で、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定二条に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（以下「措置法」という）の効力が争われている。日本国と大韓民国は、一九六五年六月二二日、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（以下「日韓条約」という）に署名した。日韓条約は、漁業、請求権問題、経済協力、法的地位等諸懸案の解決を図るための基本条約であり、この条約と同時に四つの協定が締結されている。その四協定の内、請求権処理と経済協力に関する「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下「請求権協定」という）が、同時に問題となる。

請求権協定二条は、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されるものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」（一項）と謳い、それを承けて、「一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする」（三項）と定めている。

そして、この日韓条約と請求権協定を具体化するための法律として制定されたのが、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（一九六五年、法律第一四四号、以下「措置法」という）である。そして、同法は、一項において、「次に

掲げる大韓民国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産権であって、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という）第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、……昭和四十年六月二十二日において消滅したものとする。」とし、一号で「日本国又はその国民に対する債権」を挙げている。

これら請求権協定および措置法の文言を字義通りに解せば、締約国である日韓両国が相互に有する請求権を放棄しただけでなく、両国国民も相手国と相手国民に対して持つ財産及び請求権を相互に放棄したこととなり、措置法に規定された一九六五年六月二二日の翌日以降、両国国民は自己の財産及び請求権に関するいかなる主張も許されないこととなる。そうすると、日本国と旧日本製鐵株式会社に対して有する未払賃金等債権及び強制連行・労働に起因する損害賠償請求権を主張する11事件の原告は、それら債権と賠償請求権に付いても、例外ではないことになってしまう。

措置法一項の規定が、日韓両国民の個人の私有財産権を著しく侵害するものであることは明らかであるが、正当な補償もなされないまま、財産権にこのような制限を課すことが、果たして日本国憲法二九条一項及び三項に違反しないと言えようか。

ところで、条約や協定の規定と日本国憲法の規定とが矛盾抵触する場合、いずれの法的効力が優越するのかという問題がある。従来、「条約優位説」と「憲法優位説」が対立するところであるが、「憲法優位説」の立場を正当とするのが、今日の支配的な見解である。その理由は以下の四点である。すなわち、第一に、条約の成立自体が憲法に根拠を置くものであるという点である。日本国憲法は、条約について、七三条三号前段で内閣に締結権を付与し、同号後段では国会の承認を成立に必要な要件と定めている。従って、憲法の定める手続に基づいて成立した条約が憲法の内容を変更し得るとは考えられないということである。第二に、憲法の改正に付いては、九六条の規定で、国会の両院において

総議員の三分の二以上の多数により発議した上、国民投票により過半数の賛成を得ることを必要とされるが、条約の承認に関しては、憲法六一条が、特別多数による議決を要件としておらず、しかも衆議院の優越が認められており、簡略な要件と手続により成立するということである。第三に、条約・国際法規の遵守義務を規定する憲法九八条二項は、違憲な条約・国際法規までをも遵守義務の範囲に含むものではないという点である。つまり、同条項は、あくまで国際社会における国際法尊重の道徳的義務を定めるに過ぎないのであって、違憲な条約や国際法規までも遵守すべきであるという強い意味を読み取ることは出来ないのである。第四に、条約・国際法規といえども、憲法八一条が定める違憲審査の対象となるということである。確かに、同条及び九八条一項は「条約」という文言を欠いているが、これは「条例」の場合と同様、条約と法律や命令との異質性に起因するものであって、憲法が条約を違憲審査の埒外としたわけではない。違憲の条約の存在は、国の法秩序の統一を欠くこととなり、それに国内法的効力は認められない。(14)

尚、日米安全保障の憲法適合性が問題となったいわゆる砂川事件における大法廷判決は、周知の通り、日米安保条約のような国家統治の基本にかかわる高度に政治的な問題については、それが違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能を使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであるとするいわゆる「統治行為論」を採用した（最大判一九五九年一二月一六日刑集一三巻一三号三二二五頁）。しかし、その判決においても、「一見極めて明白に違憲無効である」場合には、裁判所による司法審査の対象となることを認めている。正当な補償がなされないまま、憲法二九条が保障する財産権を侵害するような意味を有するものであるとしたら、請求権協定二条の規定は「一見極めて明白に」違憲無効であるというべきである。

以上の理由から、日韓条約や請求権協定よりも日本国憲法の効力が優越するのは当然の理であり、正当な補償がな

されないまま日本国憲法二九条が保障する財産権を侵害するような請求権協定二条の規定は違憲無効というべきである。同様に、大韓民国国民の請求権を全て消滅させるとした措置法一項の規定も、私有財産制保障の意義を没却するものであって、憲法二九条に違反するものといわなければならない。

尚、請求権協定二条はあくまで外交保護権の放棄を意味するであって、国民の個別的請求権を消滅せしめるものではない。つまり、放棄せられたのは国の外交保護権に留まり、大韓民国国民が、日本国や日本国民に対して有する財産や債権等の請求権でないのである。これは、参議院予算委員会や衆議院外務委員会における外務省柳井俊二条約局長の以下の答弁等からしても明白である。

「いわゆる日韓請求権協定におきまして両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。その意味するところでございますが、日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがいまして、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます」（第一二一回国会参議院予算委員会会議録第三号一〇頁、一九九一年八月二七日）。

「この協定におきましてはいわゆる外交保護権を放棄したということでございまして、韓国の方々について申し上げれば、韓国の方々が我が国に対して個人としてそのような請求を提起するということまでは妨げていない。しかし、日韓両国政府間で外交的にこれを取り上げるということは、外交保護権を放棄しておりますからそれはできない、こういうことでございます」、「この条約上は、国の請求権、国自身が持っている請求権を放棄した。そして個人については、その国民については国の権利として持っている外交保護権を放棄した。したがって、この条約上は個人の請求

権を直接消滅させたものではないということでございます」（第一二三回国会衆議院外務委員会議録第二号一〇頁、一九九二年二月二六日）。

要するに、請求権協定は外交保護権を相互に放棄したものでしかないところ、外交保護権は国家固有の権利であり、これを放棄するか否かは私人の権利の消長とは無関係であるから、国家同士が外交保護権を放棄したとしても、大韓民国国民が未払給与債権を日本の国内法に則って請求することは何ら妨げられない。又、個人の未払給与債権の請求権の内容に変化が無い以上、日本の国内法に基づく請求が直ちに否定されるという効果も生じないのである。柳井条約局長の答弁からも分かるように、請求権協定締結の過程において、日本国政府が大韓民国国民個人の権利をその個人に代わって消滅させたのでないことも明らかである。それゆえ、請求権協定において、両国間で外交保護権が放棄されたことは、個人の請求権に何らの影響も及ぼさないというべきである。

ところで、11事件の第一審は、18事件の最高裁判決を引用して原告の請求を棄却しているが、各々の請求内容は同質でないことに注意する必要がある。18事件では、タイ、マレーで俘虜収容所等において監視等の任務に就き、終戦後に連合国によりBC級戦犯として刑を執行された朝鮮半島出身の元軍属の遺族らが、日本国に対する損害賠償請求と共に、軍属としての未払賃金の支払い請求を求めた。これに対し最高裁判所は、第二次世界大戦及びその敗戦によって生じた戦争犠牲ないし戦争損害に対する補償は、憲法各条（一三条、一四条、二五条、二九条三項）の予想しないところというべきであり、その補償の要否及びその在り方については、国家財政、社会経済、損害の内容、程度等に関する資料を基礎とする立法府の裁量的判断に委ねられたものと解するのが相当であるとした10事件の大法廷判決を引用して遺族らの損害賠償請求を退け、併せて、軍属としての未払給与の支払い請求に付いても、「韓国との間で締結した協定に基づき、韓国国民の一定の財産権等を消滅させるとする措置法を制定したものであるところ、このような

敗戦に伴う国家間の財産処理といった事項は、本来憲法の予定していないところであり、そのための処理に関して損害が生じたとしても、戦争損害と同様に、その損害に対する補償は憲法の前記各条項〔一四条、二九条三項、九八条〕の予想しないものといわざるを得ない。したがって、措置法が憲法の上記各条項に違反するということはできない」と判断している。(15)

しかしながら11事件の原告は、未払給与債権に基づく供託金の還付を求めているのであって、このような未払給与債権や供託金還付請求権は、18事件に於ける戦争犠牲乃至戦争損害に対する補償請求と同列に扱うことは出来ない。給与ないし賃金自体は、戦時と平時とを問わず（本件では、強制連行・労働の結果であるにせよ）、労働の対価として発生するものであって、国家間の行為としての戦争により惹起せしめられる死亡・傷病等の犠牲や経済的損害とは、その性質を異にするものである。本件における未払給与債権及び供託金還付請求権は、日本製鐵株式会社と原告らとの私人間における債権―債務関係にかかわるものであって、「戦後処理」の名目で締結された請求権協定や措置法により影響を受けるべき事柄ではない。換言するなら、私人間の給与・賃金等の未払債権やそれに対する請求権の問題を、単純に「戦後処理」の問題として扱い、請求権協定及び措置法によって消滅させられたか否かという形に争点化すること自体が誤りと言えよう。

更に、中国等その他の国における個人の請求権に付いても、基本的には日韓関係と同様に捉えるべきと考える。一九四九年に締結されたジュネーブ第四条約も、「国家が賠償処理によって個人の賠償請求権を消滅させることはできない」としている。

一九五二年、日本は、中華民国との間で「日華平和条約」を締結したが、同条約一一条は、「この条約及びこれを補足する文書に別段の定めがある場合を除く外、日本国と中華民国との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、

サンフランシスコ条約の相当規定に従って解決するものとする」と規定する。又、一九七二年には、日本・中華人民共和国両国政府が「日中共同声明」に署名した。同声明五項は、「中国政府が政府として日本に賠償請求はしない」ということを定めている。中国人元従軍慰安婦が、身体的・精神的損害への国家賠償を求めた39事件において第二審が、原告個人の賠償請求権は日華平和条約によって放棄されている旨の判断を示しているのは、全く不当というより外はない。そもそも中国は、サンフランシスコ条約の当事国ではないのであるから、「サンフランシスコ体制を基礎とする日華平和条約による最終処理という方法も、本来予定されていない」筈である。(16) 又、日中共同声明五項で放棄しているのは、中国政府の日本国に対する賠償請求であって、被害者個人の賠償請求権を含むものではないことは、その文言から明らかである。

Ⅱ　平和主義と戦後補償

既に述べたように、10事件を初めとする多くの戦後補償訴訟に於いて裁判所は、「戦争損害に対する補償は、憲法の全く予想しないところ」という説明を繰り返し行っている。例えば、24事件上告審判決が、「第二次世界大戦の敗戦に伴う国家間の財産処理といった事項は、本来憲法の予定していないところであり、そのための処理に関して損害が生じたとしても、戦争損害と同様に憲法の予想しないというべきである」と判示しているのが代表例である。(17) しかしながらその趣旨は、日本国憲法が基本原理の第一に掲げる平和主義とは真っ向から対立するものであって、到底成立し得ない解釈である。

そもそも日本国憲法は、平和主義の確立をその制定の動機とする。前文一・二段は、「日本国民は・・・政府の行為に

よって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し…この憲法を確定する」として第二次世界大戦への深い自責と反省を示すと共に、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と謳っているが、これは、「憲法の平和主義が…国際連合や遠い将来における世界連邦といった国際組織による世界平和の確立を見据え、平和を求める世界中の人々とともに永続的な国際平和の実現に積極的に取り組むことにより、実現されうるものであること」、「世界にさきがけて徹底した平和国家となったわが国が……平和への努力を積み重ねることにより、世界に範を垂れる平和国家となりたいという希望が語られている」ということを意味しているのである。(18)

また、前文三段は、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」と定めて、国際協調主義の立場に立つことを明言している。かつて、第九〇回帝国議会に於いて、長谷川万次郎貴族院議員は、前文三段の意味に関し、「我が国は自国のことのみに専念して他国を無視したと云う態度を改める為此の憲法を作るのでありますが、この憲法に於きましては一歩を進めまして、自国民に対する責任のみではなく、世界の政治道徳に対する責任を持たなければならぬと云う風に規定してこそ、この前文の意味に適うと思うのです…ただ自国を前の封建的な体制を改めて、そうして平和な国にしたと云うことは、自国民に対しての責任はそれで果たされるかも知れませぬが、如何なる人民も、そういう点だけではいけない。つまり世界に対する責任を感じていなければいけないと云う所に一歩を進めたのがこのところの意味であって然るべきだと思います」と述べた上で、「自国の起こした戦争に付ての責任をこの憲法の起草者なり国民の多数なりが適切に感じておらぬ」と指摘した。(19) ここで言われている「世界の政治道徳に関する責任」若しくは「自国の起こした戦争に付ての責

任」には、日本国の行為がもたらした様々な戦争被害に対する真摯な補償の実行を、当然含んでいるものと解する。

換言するなら、日本国憲法を制定する直接の動機となった戦争について反省するということは、将来「再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」することのみに留まらない。同時に、過去の戦争の惨禍から生じた犠牲や損害に対して充分な補償措置を講じ、戦争責任を全うすることをも意味しているのである。徹底した平和国家であるべき日本国の責務は、単に戦争や戦争の脅威を排除することのみに狭く限定されるものではない。平和主義を採用している以上、戦時に損害を与えた国及び国民に対し真摯に補償を行うことも、当然日本国が負っている義務と考えなければならないのである。

従って、第二次世界大戦中の日本国の行為や、敗戦後の処理の在り方によって被侵略国の被害国民が被った犠牲や損害に付いて、「戦争犠牲ないし戦争損害に対しては、単に政策的見地からの配慮をするかどうかが考えられるにすぎない」としたり、「憲法の施行前の行為によって生じたものであるから、憲法二九条三項が適用されないことは明らか」と考えるのは、平和主義の要請に合致しない。又、「第二次世界大戦及びその敗戦に伴う国家間の財産処理といった事項は、本来憲法の予定しないところ」等という見解は、日本国憲法の基本原理を無視するものであって、憲法の解釈としては到底成立し得ない。

尚、戦後補償訴訟の「原告の前に大きく立ちはだかる壁」である「国家無答責の法理」と、「時の壁」としての時効(民法一六六条一項・一六七条一項)及び除斥期間(同法二七四条後段)の主張も[20]、平和主義という観点から排斥されなければならないことを指摘しておく。つまり、日本国と日本国民が、第二次大戦の被害者に負っている補償義務は、最高法たる憲法が命ずる要請である。それ故、民法等下位規範の規定が憲法の内容に合致しない場合、その適用は排除されて然るべきなのである。

繰り返すが、戦後処理をなおざりにした平和主義・平和国家はあり得ない。「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と編狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占め」又、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」を全うする為にも日本国と日本国民は、第二次世界大戦によって被侵略国の被害国民が被った犠牲や損害に対する補償を当然に行わなければならないのである。

註

(1) 小林孝輔・芹沢斉編「基本法コンメンタール憲法第四版」(日本評論社、二〇〇二年) 一七六頁。
(2) 判例タイムズ一〇六七号一八三頁。
(3) 判例タイムズ一〇六六号一九五頁。
(4) 宮沢俊義＝芦部信喜「全訂日本国憲法」(日本評論社、一九七八年) 二八六頁。
(5) 伊藤「前掲書」三四八頁。
(6) 宮沢＝芦部「前掲書」二八六頁。
(7) 伊藤「前掲書」三四九頁。
(8) 伊藤「前掲書」三四九頁。
(9) 宮沢＝芦部「前掲書」二八八―二八九頁。
(10) 伊藤「前掲書」三七二頁。
(11) 宮沢＝芦部「前掲書」二九〇頁。
(12) 例えば、伊藤「前掲書」三五三―三五五頁、原田尚彦「全訂版　行政法要論」(学陽書房、一九八四年) 二一七頁。
(13) 伊藤「前掲書」六六一―六六二頁。
(14) 判例時報一七七一号八五頁。
(15) 泉澤章「中国人戦後補償裁判における新展開」法学セミナー六一〇号 (二〇〇五年一〇月) 三九頁。
(16) 判例時報一八七九号六一頁。
(17) 野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利「憲法Ⅰ第三版」(一九九二年、有斐閣) 一五一頁。
(18) 清水伸編著「逐条日本国憲法審議録」第一巻 (有斐閣、一九六二年) 三〇六頁。

（19）　松本「中国人・朝鮮人強制連行問題と時効問題」労働法律旬報一六一四号（二〇〇五年一二月二五日）三九頁。

四　おわりに

以上に検討してきたことから、第二次世界大戦とその戦後処理によって被った犠牲や損害について被害者は、日本国に対し国家賠償を求めることが出来る。この場合、憲法前文、九条、一三条、一四条、一七条等の趣旨から、国家賠償法附則六条の適用は排除される。また、第六条で同法が挙げる要件に必ずしも合致しないときには、憲法一七条に基づき、直接賠償請求することも可能である。また同時に、憲法二九条三項による損失補償を請求する方途もある。さらに、日本国による賠償・補償に関する立法規定を欠いていて、一四条等に反し違憲な状態にあるときには、立法の不作為を、行政機関に何らかの義務懈怠がある場合には、行政の不作為を主張し得るということになる。

ところで、二〇〇六年一二月、「美しい国、日本。」をキャッチ・フレーズとする安倍晋三内閣の下、第一六五回臨時国会に於いて、改正教育基本法と防衛「省」昇格法が成立した。五年五月に及ぶ小泉純一郎政権の後を受けた安倍首相は、就任後の会見の中で、「美しい国」に付き、「美しい自然や日本の文化、歴史、伝統を大切にする国だ。しっかりと環境を守っていく、そういった要素の中から培われた家族の価値観を再認識していく必要がある。自由な社会を基盤にして、しっかりと自立した凛とした国を目指していかなければならない。そのためにも教育の改革は必要だ」と説明しており、(1) 早くも実行に移したのである。

教育基本法の改正と防衛「省」昇格は、安倍内閣が次に企図する憲法改正の前段階であることは言うまでもない。

再軍備、封建的な家族制度への回帰、教育への大幅な干渉を内容とする「美しい国」は、日本国憲法が目指す我が国の在り方とは明らかに異なっていることに注意しなければならない。むしろかつての軍国日本に類似するのであって、平和国家の姿とは程遠い。

日本国憲法は、絶対主義的天皇制を採用した大日本帝国憲法下での国家形態に対する深い反省に基づき、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を基本原理として掲げてきた。中でも特に平和主義は、憲法制定の強い動機となったものである。政府主催タウン・ミーティングでの「やらせ質問」問題が収束しない儘(2)、与党が強行した改正教育基本法及び防衛省昇格法の制定は、民主主義の凋落と議院内閣制の病理を顕在化し、三大基本原理全てをないがしろにした暴挙と言わねばならない。

真の平和国家たるには、国内外で甚大な戦争被害をもたらした過去の事実を踏まえ、日本国と日本国民とが、真摯に反省することは不可欠である。また、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすること」を、自らに課せられた厳しい責務として、有権者である国民が認識しなければならない。つまり、「平和のうちに生存する権利」は、「殺されない権利だけではなく、加害者にならない権利や殺さない権利も含む」のである。(3)

かつて、幣原喜重郎国務大臣は、第九〇回帝国議会席上、戦争放棄を提案するに当たり、次のような説明をしている。

「改正案の第九条には国際紛争解決の手段として、戦争に訴えることを否認する条項があります。マッカーサー元帥は本年四月五日対日理事会における演説中、この第九条の規定に言及いたしまして、……世間には戦争抛棄の条項に往々皮肉の批評を加えて、日本は全く夢のような理想に子供らしい信頼を置いているなどと冷笑する者がありま す。今少し思慮のある者は、近代科学の駸々たる進歩の勢に目を着けて、破壊的武器の発明、発見がこの勢を以て進むならば、次回の世界戦争は一挙にして人類を木っ端微塵に粉砕するに至ることを予想せざるを得ないであろう。之

を予想しながら我々は尚躊躇逡巡して居る。我が足下には千仭の谷底を見下ろしながら、尚既往の行き懸かりに囚われて、思い切った方向転換をすることが出来ない、今後更に大戦争の勃発するようなことがあっても、過去と同様人類は生残ることが出来そうなものであるというが如き、虫の良いことを考えて居る。之こそ全く夢のような理想に子供らしい信頼を置くものでなくて何であろうか。およそ文明の最大危機は、斯かる無責任な楽観から起こるものである。……是がマッカーサー元帥が痛論した趣旨であります。

実際此の九条は戦争の抛棄を宣言し、我が国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立って指導的地位を占むることを示すものであります。今日の時勢に尚国際関係を律する一つの原則として、或る範囲内の武力制裁を合理化、合法化せむとするが如きは、過去における幾多の失敗を繰返すゆえんでありまして、最早我が国の学ぶべきことではありませぬ。文明と戦争とは結局両立し得ないものであります。文明が速やかに戦争を全滅しなければ、戦争が先ず文明を全滅することになるでありましょう。私は斯様な信念を持ってこの憲法改正案の起草の議に与ったのであります」(4)。

又、後に同大臣は、上記の説明における「信念」に付き、「敗戦にともなう国民の非戦・反戦の感情」という「野に叫ぶ国民の意思」を実現すべく、「憲法の中に、未来永劫そのような戦争をしないようにし、政治のやり方を変えることにした。つまり戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならんということ」であったと述べている(5)。

憲法改正が現実の政治日程に上ってきた今日、戦後補償について真剣に議論を為すことで、日本国憲法が掲げる「平和主義」と、「人類最高英知の所産」たる「戦争放棄」の意味を改めて問い直すことにもつながろう(6)。

註

(1)　日本経済新聞二〇〇六年九月二七日。

(2) 毎日新聞二〇〇六年一二月一四日等。
(3) 浦田一郎「平和的生存権」樋口陽一編『講座憲法学2主権と国際社会』(日本評論社、一九九四年)一五五頁。
(4) 清水「逐条日本国憲法審議録第二巻」二一頁。
(5) 山内敏弘・太田一男「憲法と平和主義」小林直樹監修『現代憲法体系②』(法律文化社、一九九八年)五頁。
(6) 小林「現代基本権の展開」(岩波書店、一九七六年)六八頁。

(金沢大学教育学部助教授)